

議案第 13 号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)の一部改正に伴い、同令に基づき定める本市の基準について改正するとともに、その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ(ア)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(イ)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改める。

第 20 条第 4 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 36 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

第 37 条第 2 項及び第 39 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

第 51 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 52 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に、「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 26 条の改正規定は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準 (利用定員)</p> <p>第4条 1 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育園 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条 省略 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 1 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>又は<u>第3号</u>に</p>	<p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準 (利用定員)</p> <p>第4条 1 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育園 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第2節 運営に関する基準</p> <p>第5条 省略 (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 1 省略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>又は<u>第3号</u>に</p>

掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 省略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 7 条 1 省略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。)は、法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

第 9 条～第 12 条 省略

(利用者負担額等の受領)

第 13 条 1～3 省略

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の

号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 省略

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第 7 条 1 省略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育園に限る。以下この項において同じ。)は、法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24 条第 3 項(同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第 8 条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

第 9 条～第 12 条 省略

(利用者負担額等の受領)

第 13 条 1～3 省略

4 特定教育・保育施設は、前 3 項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の

額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 省略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するもの除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である

額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 省略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するもの除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者

<p>者を除く。)である者</p> <p>ウ 省略</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>第14条 省略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第16条～第19条 省略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 省略</p> <p>第21条～第25条 省略</p> <p>第26条 削除</p> <p>第27条～第34条 省略</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準(特別利用保育の基準)</p>	<p>である者を除く。)である者</p> <p>ウ 省略</p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>5・6 省略</p> <p>第14条 省略</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第16条～第19条 省略</p> <p>(運営規程)</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5)～(11) 省略</p> <p>第21条～第25条 省略</p> <p>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育園に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第27条～第34条 省略</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準(特別利用保育の基準)</p>
---	---

第 35 条 特定教育・保育施設(保育園に限る。以下この条において同じ。)が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第 19 条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教

第 35 条 特定教育・保育施設(保育園に限る。以下この条において同じ。)が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第 4 条第 2 項第 3 号の規定により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除

育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とある

く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給

のは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 1 省略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

第38条 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 1 省略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子

付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

(利用定員)

第37条 1 省略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

第38条 省略

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 1 省略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号に掲げる小

どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 省略

第 40 条～第 50 条 省略

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就

学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 省略

第 40 条～第 50 条 省略

第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準

(特別利用地域型保育の基準)

第 51 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳未満保育認定子ども(次条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小

学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第 19 条第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該

学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第 52 条 特定地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該

特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども(令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

以下省略

特定利用地域型保育に係る法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 37 条第 2 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3 歳以上保育認定子どもに対するもの及び満 3 歳以上保育認定子ども(令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

以下省略